

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・評価について

1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助（以下「グループホーム」という。）の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

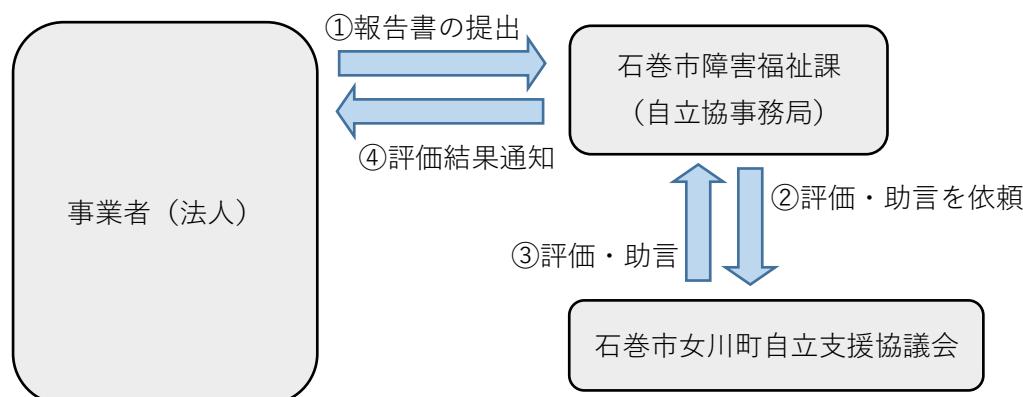
2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）ですが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限はありません。

3 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的（年1回以上）に事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています。

4 実施の流れ



5 評価項目

- (1) 地域に開かれた運営について
- (2) 利用者に対する情事の支援体制の確保について
- (3) 短期入所の併設について
- (4) 利用者に対する支援の実施・質の確保について
- (5) 利用者への権利擁護等への配慮について
- (6) 利用者の入居・退去の状況について
- (7) 他の日中活動サービスの利用について
- (8) 利用者の健康管理について
- (9) 他事業所との連携について
- (10) その他市が定める報告項目等について